

1999年6月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

毎年、この日から1週間、男女共同参画社会の形成に対する国民の理解を深めるための「男女共同参画週間」が設けられています。

法律の制定から20年以上が経った今、日本社会は何か変わり、何か変わっていないのか、本講座ではとくに学校教育の役割に注目しながら考えていきたいと思います。この法律の第10条には、学校教育は男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならないと書かれています。

そこで本講座では、まず日本のジェンダー政策の基礎的な情報を提供し（第1回）、その後、初等中等教育（第2回）や、高等教育（第3回）における現状と課題を議論します。直近の「第5次男女共同参画基本計画」（2020年12月閣議決定）や理数系教育とジェンダー、本学の取組等の最新情報にも触れながら、これからの教育についてジェンダー視点で考えます。

現職の教員や教員をめざしている学生、またジェンダーに関して知りたい方、職務上必要な方等、広く受講いただけます。

講師

河野 銀子

山形大学教授（地域教育文化学部担当）

特別講師（第3回）

井上 榮子

前・山形大学男女共同参画推進室
チーフコーディネーター

第1回

6/23 水

男女共同参画社会とは何か？
～男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画～

日本の最新のジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）は120位（156か国中）でした。法律を制定し、その実効性を高めるための「男女共同参画基本計画」を策定して取り組んできたのに、世界の中で下位に位置づくのはなぜでしょうか。法律や計画を概観しながら、男女共同参画社会の理念と現実を概観します。

第2回

7/7 水

男女共同参画社会における学校教育の役割
～初中等教育の実態と課題～

男女共同参画社会の形成に向け、とりわけ教師の役割が重要であることは、男女共同参画基本計画で示されているだけでなく、毎年政府が公表する「女性活躍加速のための重点方針」においても明記されています。これらの文書で多く見受けられるキーワードが「アンコンシャス・バイアス」です。自身のアンコンシャス・バイアスに気づき、授業に活かす試みを紹介していきます。

第3回

7/14 水

男女共同参画社会における大学の役割
～女性研究者支援の実態と課題～

男女共同参画社会においては、男女があらゆる分野で参画機会を確保することが求められていますが、日本の大学・大学院では女性学生割合が男性より低く、また、女性教員（研究者）割合はOECD諸国の中で最低という状況にあります。改善のための政策展開と山形大学における取組を紹介します。

各回 18:30 → 19:50

オンライン（Zoom）＊見逃し配信あり

受講料 一般／1,000円 大学生／無料

お申し込みはこちら▶

<https://www.ocans.jp/yamagata-u?fid=Es2UWqu>

